

## 学習支援者としてのガイドライン

◇ここに挙げた事項は、私自身が学習支援活動を展開してゆくうえで心がけようとしているポイント（ガイドライン）を箇条書きにして提示してみたものです。それらの基底に流れるポリシーは、学習者を主軸とした学習支援論にあります。そして、今後、さらに改善を加えてゆきたいと考えています。

- ① 「指導する者」対「指導される者」といった、上下関係に基づく教育指導的視点からではなく、学習支援的まなざしに基づいた、学習者を主体とした側面支援的な関わりに心がける。そのため、学習支援を行う際には、充分なる事前情報を提供するのと同時に、それらの情報への事前了承を求めるように努力する。すなわち、必要かつ丁寧なるインフォームド・コンセントに基づいた接し方に心がける。
- ② 学習者に対しては、否定的・一面的・断定的な視点に基づくネガティブな口調で接することを極力避け、プラス存在論（ストレングスモデル）に基づく、肯定的・多面的・受容的なまなざしを以て接するように心がける。
- ③ コンシューマー・コントロール的視点、すなわち学習者を私自身の支援サービス活動を創出する媒体（利用者・消費者）としてとらえた視点に基づく支援活動を展開する。そのため、学習者の自己判断・決定を可能なかぎり尊重するように心がける。
- ④ 学習者個々人の内在的な諸能力、すなわちエンパワメントを限りなく尊重しつつ接する。そして学習者が有する内在的な諸能力の発露に対する支援に心がける。そのことの具現化のために、個別支援（チュートリアル）への時間確保を厭（いと）わないように心がける。
- ⑤ 学習者たちによる、事前・中・後評価、すなわちモニタリングを実施し、その結果を謙虚に受けとめる態度を保持するように心がける。
- ⑥ 双方向、かつ体験的な学習活動が効果的になされるための準備や、その具体的実施に対する時間的労苦を惜しまないように心がける。なお、学生たちからの要望が示された場合には、食事会やゼミ合宿・旅行等の学外会合・学習を実施する。しかし何れの場合でも、飲酒行為を伴うような、いわゆる「コンパ」は実施しない。さらに喫煙習慣を有する学生へは、（自己選択・決定権を尊重しつつも）受動喫煙被害者への人権擁護の観点から、日常的な喫煙行為や習慣からの脱却を求める。
- ⑦ 学習者たちとのパーソナルな関係づくりに心を砕く。さらには保証人との関係づくりにも心がける。なお、学生のメールアドレスや携帯番号等、職務上知り得た個人情報に関する守秘義務を履行し、かつ職務担当が終了した時点を以て、それらの個人情報は削除（消去）する。なお、メール送信内容は学習支援活動に限定したものとする。
- ⑧ 精神的な側面を含む暴力的・威圧的言動を排除し、一人ひとりの学習者に対して限りなき尊敬と信頼の念を持ちつつ、丁寧に接するように努力する。むろん、セクシュアル・ハラスメント的な言動については、さらに慎重な配慮に心がける。具体的には、性的な言動や、相手の身体へ対する不必要な接触行為を避ける。
- ⑨ 学習者を主軸とした支援活動を展開する目的から、学習者たちの利便性を考えて、私の研究室のドアを閉じることなく、常時、開放状態（すなわち研究室内部が外部から常に把握できるような状態）にしておく。